

報道機関各位

## 肥料価格高騰緊急支援事業補助金について

原油価格の高騰などの影響により肥料価格が高騰しているため、経営を圧迫されている農業者に対し、緊急対策として肥料購入費用の一部を助成します。

### 補助対象

次の①から③のすべてを満たす農業者（詳細別添資料のとおり）

- ① 町内に住所を有する農業者（法人の場合は町内に本店を有する法人）
- ② 令和3年時点で出荷・販売しており、令和4年以降も営農を継続している
- ③ 世帯員も含め町税等に滞納がない（法人は当該法人として滞納がない）

### 補助金額

定額（3,000円）＋肥料購入費用の20%補助 上限額なし（1円未満切り捨て）

### 申請期間

令和4年10月1日から令和5年2月28日まで

### 申請方法

交付申請方法につきましては、別添資料をご覧ください。

添付資料  有  無

**みのわSDGs** みんなで取り組む  
のこさず取り組む  
～誰一人取り残さない～ わたしに取り組む  
箕輪町は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

みどりの戦略課 農業振興係  
(課長) 高橋 英人 (担当) 潮田 孝則  
電話：0265-79-3170 (直通)  
FAX：0265-79-0230  
E-mail：midori@town.minowa.lg.jp

# 箕輪町肥料価格高騰緊急支援事業補助金

## ― 事業概要 ―

新型コロナウイルス感染症や国際情勢に伴う原油価格高騰の影響により、肥料価格が高騰しているため、経営を圧迫されている農業者に対し、緊急対策として肥料購入費の一部を助成し経営支援を図る。

## 1 補助対象

次の①～③のすべてを満たす方が対象です。

- ① 町内に住所を有する農業者（法人の場合は、町内に本店を有する法人）
- ② 令和3年時点で出荷・販売しており、令和4年以降も営農を継続している農業者  
ただし、令和4年から営農した場合は令和4年時点で出荷・販売している農業者
- ③ 町税等に滞納がないこと

## 2 補助金額

定額（3,000円）＋肥料購入費用の20%補助 上限額：なし（1円未満切捨）

## 3 申請期間

令和4年10月1日から令和5年2月28日まで（※交付は1回限りとします）

## 4 申請方法

以下、①～③の書類をご準備ください。

- 【申請書類】 ①交付申請書兼実績報告書兼請求書提出  
（添付書類） ②出荷・販売していることを証明する書類（確定申告の写し等）  
③肥料を購入したことを証明する書類（購入伝票、領収書等）

### （1）紙で提出

①～③の書類を直接ご持参ください。

【提出先】箕輪町役場 みどりの戦略課 農業振興係（窓口13番）

### （2）メールで提出

①～③の書類をメールに添付のうえ送信してください。

【提出先メールアドレス】midori@town.minowa.lg.jp

### （3）ながの電子申請で提出

URL および QRコード を掲載予定

①は自動作成されますので、②と③の書類を添付してください。

問合せ先：箕輪町役場 みどりの戦略課 農業振興係  
TEL 0265-79-3170（直通） FAX 0265-79-0230